

USTR、2012 年スペシャル 301 条報告書を公表
～依然として中国に対する指摘が大半を占める～

2012 年 4 月 30 日
JETRO NY 諸岡

米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) は 4 月 30 日、「2012 年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート)を公表した¹。

本レポートは 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、外国貿易障壁報告書 (NTE レポート) の公表²から 30 日以内に発表される。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置 (制裁) への手続が進められる。

今年のレポートでは、中国・ロシアを含む 13 ヶ国が「優先監視国」として指定された。また、「監視国」は 26 ヶ国、「306 条監視国」³として昨年同様パラグアイが指定され、合計で 40 ヶ国が指定された。

指定国に関して昨年のレポートと比較すると、「優先監視国」に関しては昨年の 12 ヶ国はそのまま「優先監視国」に留まる一方、昨年は「監視国」であったウクライナは模倣品海賊版の氾濫が拡大しているとして「優先監視国」のリストに加えられた。また、「監視国」は昨年は 29 ヶ国であったが、上述のようにウクライナが「優先監視国」に指定されたことに加え、マレーシアは著作権保護強化がなされるとともに薬剤のデータ保護が図られたとして「監視国」から削除され、スペインはインターネット上の海賊版対策についての法令が制定されたことにより「監視国」から削除されたため、26 ヶ国に減少した。

なお、本年も「優先国」に指定された国はない (指定国一覧は後掲)。

国別レポートでは、アルファベット順で記述がなされている。多くの国は 1/2～1/3 頁程度の記述であるなかで、中国に関しては約 9 頁にわたり記述がなされ、ロシアも約 2 頁にわたって記述がなされるなど、両国を重要視する姿勢を垣間見ることができる。

¹ [2012 年スペシャル 301 条報告書 \(PDF\)](#)

² [120403【米国 IP 情報】USTR が 2012 年外国貿易障壁報告書 \(NTE レポート\) を公表 \(PDF\)](#)

³ 1974 年通商法 306 条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務が USTR によって監視される国。 [条文 \(同上 HP より\)](#)

<スペシャル 301 条レポート指定国一覧>

優先監視国(Priority Watch List)

アルジェリア、アルゼンチン、カナダ、チリ、中国、インド、インドネシア、イスラエル、
パキスタン、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラ(13ヶ国)

監視国(Watch List)

ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルネイ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、
エクアドル、エジプト、フィンランド、ギリシア、グアテマラ、イタリア、ジャマイカ、クウェ
ート、レバノン、メキシコ、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ルーマニア、タジキスタン、
トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム(26ヶ国)

306 条監視国(Section 306)

パラグアイ

(了)